

第7期

定時株主総会 招集ご通知

平成29年4月1日～平成30年3月31日

開催
日時

平成30年6月22日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

開催
場所

東京都港区西新橋一丁目15番1号
大手町建物田村町ビル2階

TKP新橋カンファレンスセンター2階 ホール2A

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

目次

第7期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	8
計算書類	23
監査報告書	26

ウェルビー株式会社

証券コード：6556

証券コード 6556
平成30年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区神田佐久間町二丁目15番地

ウェルビー株式会社

代表取締役社長 大 田 誠

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 東京都港区西新橋一丁目15番1号
大手町建物田村町ビル2階
TKP新橋カンファレンスセンター2階 ホール2A
3. 目 的 事 項
 - 報告事項 第7期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.welbe.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.welbe.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類です。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **平成30年6月22日（金曜日）午前10時開催**
(受付開始は午前9時15分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、第7期定時株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **平成30年6月21日（木曜日）午後6時到着分まで有効**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

当期の期末配当につきましては、東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場を果たしましたことから記念配当を加え、以下のとおりとしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金24円（うち、普通配当16円、上場記念配当8円）
総額212,399,184円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 本部機能移転に伴い、本店所在地を千代田区から中央区に変更するものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

1

おお た
大田

まこと
誠

（昭和47年4月22日生）

再任

■ 所有する当社株式の数

4,900,000株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成8年4月 (株)武蔵野銀行 入行
平成14年11月 TAC(株) 入社
平成16年11月 テラ(株) 取締役管理部長
平成19年1月 同社 取締役副社長兼管理本部長兼医療事業部長
平成19年5月 同社 取締役副社長兼管理本部長

平成20年11月 同社 取締役副社長
平成22年12月 バイオメディカ・ソリューション(株) 代表取締役社長
平成23年12月 当社設立、代表取締役社長（現任）
平成27年5月 テラ(株) 取締役

■ 取締役候補者とした理由

大田誠氏は、平成23年の創業以来、当社の代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

2

せん が たか お
千賀 貴生

（昭和51年8月3日生）

再任

■ 所有する当社株式の数

1,113,500株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成10年8月 TAC(株) 入社
平成13年8月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
平成17年7月 (株)スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役副社長
平成21年11月 (株)ジェイアイエヌ（現 (株)ジンズ） 監査役

平成27年7月 (株)スパイラルコンサルティング 代表取締役社長
平成28年6月 (株)ソフトフロント（現 (株)ソフトフロントホールディングス） 監査役
当社 取締役管理本部長兼経理財務部長
平成29年12月 取締役副社長兼管理本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

千賀貴生氏は、取締役副社長兼管理本部長として、豊富な知識と経験を活かし、管理本部機能の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

3 はま ち ゆう き
浜地 裕樹 (昭和59年4月2日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

320,000株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成18年5月 テラ(株) 入社
平成24年11月 当社入社 第2事業部長
平成26年7月 執行役員第1事業部長

平成27年11月 専務執行役員
平成28年6月 取締役就労移行支援事業部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

浜地裕樹氏は、取締役就労移行支援事業部長として、豊富な知識と経験を活かし、就労移行支援事業部門の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

4 なか ざと ひで ゆき
中里 英之 (昭和47年4月7日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成7年4月 (株)武蔵野銀行 入行
平成25年5月 当社入社 第3事業部長
平成26年7月 執行役員第2事業部長

平成27年11月 専務執行役員
平成28年6月 取締役療育事業部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

中里英之氏は、取締役療育事業部長として、豊富な知識と経験を活かし、療育事業部門の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和59年4月

(株)富士銀行（現 (株)みずほ銀行）

入行

平成6年11月

富士証券(株)（現 みずほ証券(株)）

入社

平成20年6月

(株)北康利事務所

代表取締役（現任）

平成28年4月

京阪プライベート・リート投資法人

監督役員（現任）

平成28年5月

トゥルムホッホメディック(株)（現 (株)イノチア）

監査役（現任）

平成28年6月

当社

社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由等

北康利氏は、金融機関等の豊富な経験や見識並びに評伝作家としての深い洞察を活かし、当社の経営を監督していただくことにより、当社の企業価値向上に寄与していただけると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大田誠氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

3. 北康利氏は、社外取締役候補者であります。

4. 北康利氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

5. 当社は、北康利氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。

6. 当社は、当社定款に基づき、北康利氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、同氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

7. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成30年4月1日付で実施した株式分割前の当期末時点における株式数で記載しております。

以

上

(添付書類) 事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が継続しているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社を取り巻く環境につきましては、「働き方改革」のテーマの1つとして障害者の就労促進が取り上げられるなど、厚生労働政策の重要課題として、今後も継続的な拡大が予想されます。

このような環境のなか、就労移行支援事業サービスである「ウェルビー」事業においては、新規拠点の設立を継続するとともに、既存拠点の稼働率の向上に努めました。また、新たに「ウェルビーチャレンジ」として自立訓練(生活訓練)事業所を立ち上げました。

療育事業においては、これまで培ってきたノウハウをもとに教育カリキュラムや業務マニュアルを一層拡充し、未就学児童を対象とした「ハビー」及び学齢期の児童を対象とした「ハビープラス」の新規開設を加速していきました。

当事業年度では、新たにウェルビーを8センター、ウェルビーチャレンジを1センター、ハビーを8教室、ハビープラスを2教室開設いたしました結果、当事業年度末の拠点数は、就労移行支援事業では63拠点(ウェルビーが58拠点、ウェルビーチャレンジが1拠点、相談支援事業所が2拠点、埼玉県委託事業所ジョブセンターが2拠点)、療育事業では19拠点(ハビーが16拠点、ハビープラスが3拠点)となりました。

これらの結果、当事業年度における業績は、それぞれの事業所において利用者数及び稼働率が向上するとともに、就労移行支援事業所においては定着支援体制加算が増加しサービス単価が上昇したことにより、売上高及び利益率が向上し、売上高4,364,379千円(前年同期比52.7%増)、営業利益1,012,542千円(前年同期比86.8%増)、経常利益1,042,813千円(前年同期比94.2%増)、当期純利益704,736千円(前年同期比105.8%増)となりました。

なお、当社は、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、全社合計での数値を記載していません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、223,655千円で、その主なものは、本部の移転及び事業所の新規開設のための有形固定資産の投資となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は平成29年10月5日に東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資により、総額593,400千円の資金調達を行いました。

また、主に事業運転資金として、100,000千円を金融機関より借入調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

① 人材の確保と社員育成

当社は、全国規模で事業所の開設を継続的に進めておりますが、社会的な要請や当社サービスの利用者のニーズに応えるために、情熱と愛情のある優秀な人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

そこで、有資格者や経験の豊富な社員のみならず、高い意識をもった社員を適正に配置するため、能力・資格・経験等に応じた処遇面の見直しや、福利厚生の充実等により、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めております。また、採用においては、中途採用及び新卒採用を継続的に実施し、人員体制の拡充を図ってまいります。

② 持続的な事業展開の推進

当社は、全国規模で事業所開設を進めておりますが、今後も持続的に事業展開を推進していくために、業務の標準化が課題であると認識しております。

そのために、業務マニュアルを継続的に改善し、その徹底に努めておりますが、今後も一層の業務の標準化に取り組んでまいります。

③ 知名度の向上

当社は、障害者向けサービスを行っておりますが、競合他社を含め多くの事業所がある首都圏を除きますと、就労移行支援事業や児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業といった障害福祉サービスの認知度は高いとはいえず、今後は、当社の提供するカテゴリーの障害福祉サービスの存在を首都圏以外の地域に浸透させることが求められます。

当社は、地方拠点の開設のほか、学会参加や広報活動を通じた全国的な知名度向上が、利用者紹介の機会増につながるものと考えており、1人でも多くの障害者の方に成長と活躍の場を提供することを通じて、地域社会の発展に取り組んでまいります。

④ 定着支援サービスの強化

当社の就労移行支援事業におきましては、当社サービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようにすることが課題であると認識しております。収益面においても、就労移行支援事業所においては、職場定着者が多いほど、それぞれの事業所ごとに設定される基本報酬は上昇します。また、平成30年4月から開始されます就労定着支援事業所においては、当社の就労移行支援事業所を経て就職した職場定着者が主な利用対象者となりますので、職場定着者が多いほど報酬は増えていきます。以上により、定着支援で成果をあげることで、売上の拡大及び利益率の向上につながっていきます。

当社では、内定の段階から自立に至るまで、利用者本人と企業側への支援を継続して実施しておりますが、利用者相互の情報交換を目的とする交流イベントを開催するなど、今後も一層の支援を図ってまいります。

⑤ カリキュラムの継続的改善及び人材の育成

当社は、利用者への教育的効果を高めるために、提供するカリキュラムを継続的に改善していくことが課題であると認識しております。

そのために、社外の専門家も交え、最新の研究成果に基づくカリキュラム開発を行うとともに、それを実践する人材育成にも注力してまいります。

⑥ 必要な法令の遵守

当社が展開する事業におきましては、各種法令及び制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、障害者総合支援法、児童福祉法等の関連法令の遵守が事業継続の大前提であります。

当社では、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後予想される法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。

当社では、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。

具体的には、社外取締役の活用や監査役会、会計監査人、内部監査部門の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。

今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第4期 (平成27年3月期)	第5期 (平成28年3月期)	第6期 (平成29年3月期)	第7期 (平成30年3月期)
売 上 高 (千円)	862,277	1,775,736	2,858,574	4,364,379
当 期 純 利 益 (千円)	91,903	103,068	342,497	704,736
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	5.11	5.73	14.36	26.93
総 資 産 (千円)	513,100	1,089,944	1,718,696	3,059,470
純 資 産 (千円)	133,987	237,056	537,209	1,835,230

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

2. 当社は、平成28年6月22日付で株式1株につき100,000株、平成30年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容

当社は、「就労移行支援事業」と「療育事業」の2つを事業としております。

名 称	所 在 地
就労移行支援事業	主に就労移行支援事業所「ウェルビー」の運営。18歳以上65歳未満の障害や難病をお持ちのかたを対象として、就職するまでの支援と、職場定着するまでの支援を実施。
療育事業	未就学児向けの児童発達支援事業所「ハビー」及び小中高生向けの放課後等デイサービス事業所「ハッピープラス」の運営。個々にあわせた成長・発達をうながす指導を実施。

(7) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本部	東京都中央区
就労移行支援事業	北海道、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、鹿児島県に全63事業所
療育事業	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県に全19事業所

(8) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従 業 員 数 (名)	前期末比増減数 (名)
546名	149名増

- (注) 1. 当社は、障害者福祉サービス事業の単一セグメントであるため、全社合計での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であります。
3. 臨時従業員、パートタイマーは、含んでおりません。
4. 従業員数増加の主な理由は、業容の拡大により期中採用者が増加したことによるものであります。

(9) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額 (千円)
株式会社みずほ銀行	158,336千円
株式会社横浜銀行	102,690千円
日本生命保険相互会社	91,700千円
株式会社武蔵野銀行	82,760千円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 34,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,850,000株（自己株式34株を含む。）
- (3) 株 主 数 2,069名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
大田 誠	4,900,000	55.36
千賀 貴生	1,113,500	12.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	452,300	5.11
浜地 裕樹	320,000	3.61
伊藤 浩一	320,000	3.61
NOMURA P B NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	190,600	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	178,800	2.02
日本証券金融株式会社	122,200	1.38
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	95,100	1.07
住友生命保険相互会社	68,000	0.76

(注) 1. 持株比率は、自己株式（34株）を控除して計算しております。

2. 当社は、平成30年4月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成30年4月1日付で実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行可能株式総数は68,800,000株増加し、103,200,000株となっております。
- ② 平成30年4月1日付で実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行済株式総数は17,700,000株増加し、26,550,000株となっております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

回次	第1回新株予約権	第2回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外役員を除く）	1名	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	0名	1名
当社監査役	3名	0名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	345,000株	180,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり22円	1株当たり22円
新株予約権の行使期間	平成28年7月16日から 平成38年7月15日まで	平成30年6月28日から 平成38年6月27日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 1	(注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- (2) 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、当社の監査済み本決算における当社損益計算書に記載の最終利益が一度でもマイナスになった場合、本新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使できないものとする。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた際に当社取締役（社外取締役である者を除く）であった新株予約権者は、当社の取締役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた際に当社社外取締役であった新株予約権者は、当社の取締役・監査役のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。
- (3) 新株予約権の割当てを受けた際に当社従業員であった新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記（注）2(1)乃至（注）2(3)にかかわらず、新株予約権者が行使期間内に死亡した場合、その者の相続人は、1名に限り新株予約権を行使することができる。

3. 当社は、平成30年4月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を前提に記載しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	大 田 誠	
取 締 役 副 社 長	千 賀 貴 生	管理本部長
取 締 役	浜 地 裕 樹	就労移行支援事業部長
取 締 役	中 里 英 之	療育事業部長
取 締 役	北 康 利	(株)北康利事務所 代表取締役 京阪プライベート・リート投資法人 監督役員 (株)イノチア 監査役
常 勤 監 査 役	小 松 満 義	
監 査 役	筑 紫 武 文	タレス・トランザクション・アドバイザリー・サービス(株) 代表取締役 バイオメディカ・ソリューション(株) 監査役
監 査 役	佐 藤 仁 良	リーガルストラテジー法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役北康利氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役小松満義氏、筑紫武文氏及び佐藤仁良氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役北康利氏、監査役小松満義氏、筑紫武文氏及び佐藤仁良氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小松満義氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役筑紫武文氏は、フィナンシャル・アドバイザーとして豊富な知見を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中における取締役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月
千 賀 貴 生	取締役 管理本部長	取締役副社長 管理本部長	平成 29 年 12 月 1 日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役 (うち社外取締役)	161,435 (3,300)	161,435 (3,300)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,550 (14,550)	14,550 (14,550)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計	175,985	175,985	—	—	8

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月27日開催の臨時株主総会に基づき、年額300,000千円（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月27日開催の臨時株主総会に基づき、年額30,000千円と定めております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
北 康 利 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席しました。取締役会においては、金融機関等の豊富な経験や見識並びに評伝作家としての深い洞察を活かし、外部的視点から助言や提言を行っています。
小 松 満 義 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会14回のすべてに出席しました。取締役会及び監査役会においては、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識と知見を活かし、助言や提言を行っています。
筑 紫 武 文 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会14回のすべてに出席しました。取締役会及び監査役会においては、財務戦略に関する豊富な知識と知見を活かし、助言や提言を行っています。
佐 藤 仁 良 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会14回のすべてに出席しました。取締役会及び監査役会においては、弁護士としての専門的見地を活かし、経営の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条及び同第41条に、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
取 締 役 (業務執行取締役等 であるものを除く。)	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。
監 査 役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、東陽監査法人に対して、公認会計士第2条第1項以外の業務であるコンフォートレターに係る作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

- ① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
 - (ロ) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス教育プログラムを策定し、研修等を継続的にを行います。
 - (ハ) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入しております。
 - (二) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告しております。
 - (ホ) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスク・コンプライアンス委員会に報告の上、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努めております。
 - (ヘ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
 - (ト) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務人事部を対応部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応してまいります。
- ② 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項
 - (イ) 取締役及び使用人の職務執行にかかる情報については、文書管理規程の定めに従い、適正に記録、保存、管理してまいります。
 - (ロ) 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとします。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応してまいります。
 - (ロ) リスクを知覚した場合は、取締役又は監査役に直ちに報告するものとします。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うものとします。
 - (ロ) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行してまいります。
 - (ハ) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとします。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は現時点で親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には関係会社管理規程等の関係規程を整備するとともにコンプライアンス遵守及びリスク管理、報告に関する体制の整備を図るものとします。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な員数及び求められる資質について協議を行い、適切と認められる人員を配置いたします。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (イ) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査役に事前の同意を得ることとします。
 - (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については監査役以外からの指揮命令を受けないものとします。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。
 - (ロ) 補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加いたします。
 - (ハ) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。
 - (ニ) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

⑨ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (イ) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告するものとします。
- (ロ) 内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告するものとします。
- (ハ) 内部通報制度を整備し、取締役会はその内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有の上、業務執行の内容を検証するものとします。
- (ニ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するものとします。
- (ホ) 取締役及び使用人は、当社の事業の状況や、コンプライアンス及びリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況を監査役に定期的に報告するものとします。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程において、監査役に報告をした者が当該報告を理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けないことを明記するものとします。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとします。

⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努めるものとします。
- (ロ) 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
- (ハ) 監査役は必要に応じて、会社の費用負担により弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回、リスク・コンプライアンス委員会は4回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室との間で随時意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
※本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,457,143</b> | <b>流動負債</b>     | <b>724,072</b>   |
| 現金及び預金          | 1,592,403        | 1年内償還予定の社債      | 28,400           |
| 売掛金             | 784,894          | 1年内返済予定の長期借入金   | 180,848          |
| 貯蔵品             | 9,684            | リース債務           | 25,057           |
| 前払費用            | 39,521           | 未払金             | 109,402          |
| 繰延税金資産          | 23,748           | 未払費用            | 80,129           |
| 未収入金            | 7,277            | 未払法人税等          | 247,145          |
| 貸倒引当金           | △385             | 未払消費税等          | 813              |
|                 |                  | 預り金             | 12,737           |
|                 |                  | 賞与引当金           | 39,274           |
|                 |                  | その他             | 263              |
| <b>固定資産</b>     | <b>602,327</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>500,167</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>380,494</b>   | 社債              | 129,000          |
| 建物附属設備          | 247,376          | 長期借入金           | 254,638          |
| 工具、器具及び備品       | 153,686          | リース債務           | 33,216           |
| リース資産           | 127,833          | 長期未払金           | 83,312           |
| 減価償却累計額         | △148,400         |                 |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5,493</b>     | <b>負債合計</b>     | <b>1,224,240</b> |
| ソフトウェア          | 5,493            | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>216,339</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>1,834,774</b> |
| 敷金及び保証金         | 186,463          | <b>資本金</b>      | <b>328,300</b>   |
| 長期前払費用          | 25,880           | <b>資本剰余金</b>    | <b>325,300</b>   |
| 繰延税金資産          | 3,995            | 資本準備金           | 325,300          |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,059,470</b> | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,181,290</b> |
|                 |                  | 利益準備金           | 750              |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 1,180,540        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 1,180,540        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△116</b>      |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>456</b>       |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,835,230</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,059,470</b> |

損益計算書（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 4,364,379 |
| 売上原価         |         | 2,633,865 |
| 売上総利益        |         | 1,730,513 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 717,970   |
| 営業利益         |         | 1,012,542 |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 4       |           |
| 助成金収入        | 6,576   |           |
| 保険解約返戻金      | 39,163  |           |
| その他          | 802     | 46,546    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 6,997   |           |
| 社債利息         | 1,143   |           |
| 株式公開費用       | 7,761   |           |
| その他          | 373     | 16,276    |
| 経常利益         |         | 1,042,813 |
| 特別損失         |         |           |
| 減損損失         | 4,153   | 4,153     |
| 税引前当期純利益     |         | 1,038,659 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 336,089 |           |
| 法人税等調整額      | △2,167  | 333,922   |
| 当期純利益        |         | 704,736   |

株主資本等変動計算書（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

|              | 株 主 資 本 |         |         |           |                     |           |
|--------------|---------|---------|---------|-----------|---------------------|-----------|
|              | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利 益 剰 余 金 |                     |           |
|              |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |
| 平成29年4月1日残高  | 31,600  | 28,600  | 28,600  | 750       | 475,803             | 476,553   |
| 事業年度中の変動額    |         |         |         |           |                     |           |
| 新株の発行        | 296,700 | 296,700 | 296,700 | －         | －                   | －         |
| 当期純利益        | －       | －       | －       | －         | 704,736             | 704,736   |
| 自己株式の取得      | －       | －       | －       | －         | －                   | －         |
| 事業年度中の変動額合計  | 296,700 | 296,700 | 296,700 | －         | 704,736             | 704,736   |
| 平成30年3月31日残高 | 328,300 | 325,300 | 325,300 | 750       | 1,180,540           | 1,181,290 |

|              | 株 主 資 本 |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------|---------|-----------|-------|-----------|
|              | 自己株式    | 株主資本合計    |       |           |
| 平成29年4月1日残高  | －       | 536,753   | 456   | 537,209   |
| 事業年度中の変動額    |         |           |       |           |
| 新株の発行        | －       | 593,400   | －     | 593,400   |
| 当期純利益        | －       | 704,736   | －     | 704,736   |
| 自己株式の取得      | △116    | △116      | －     | △116      |
| 事業年度中の変動額合計  | △116    | 1,298,020 | －     | 1,298,020 |
| 平成30年3月31日残高 | △116    | 1,834,774 | 456   | 1,835,230 |

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

ウェルビー株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 木 康 行  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 太 田 裕 士  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルビー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

ウェルビー株式会社 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 小松 満義 ㊞  
社外監査役 筑紫 武文 ㊞  
社外監査役 佐藤 仁良 ㊞

以 上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

TKP新橋カンファレンスセンター 2階 ホール2 A  
〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目15番1号 大手町建物田村町ビル



### 交通機関のご案内

- ① 都営三田線「内幸町駅」A3出口 徒歩1分
- ② 東京メトロ銀座線「新橋駅」8番出口 徒歩3分
- ③ J R山手線/東海道線/横須賀線「新橋駅」日比谷口 徒歩4分
- ④ 東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」1番出口 徒歩5分
- ⑤ 東京メトロ丸ノ内線/千代田線/日比谷線「霞ヶ関駅」C3出口 徒歩7分